

千葉県報

号外
令和7年4月25日

主要目次

条例

○ 千葉県立都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

一

条

例

千葉県立都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年四月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第二十四号

千葉県立都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉県立都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「第二十一条第二項第一号」を「第二十二条第二項第一号」に改める。

附則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

購読料
本号
一部

六円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号
千葉県
〇四三（二二三）二六五八